

安全で安心して生活することは、市民すべての願いである。その願いを実現するためには、市民及び事業者による犯罪を防ぐ自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を図る防犯まちづくりに取り組む必要がある。

このことから、市、市民及び事業者が一丸となり、将来にわたって、その実現に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が一丸となって防犯まちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる安全で住みよい社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 防犯まちづくりに向けての広報及び啓発

(2) 防犯まちづくりに向けての人材の育成並びに市民及び事業者の自主的活動の促進

(3) 防犯まちづくりに向けての環境整備

(4) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するため、関係する機関又は団体と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの安全の確保に努めるとともに、地域において、防犯まちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、所有し、又は管理する施設及び事業活動において、安全の確保に努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関し、積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の防犯措置)

第6条 市内に所在する土地又は建物を所有し、又は管理する者は、土地又は建物を犯罪の防止に配慮した構造、設備等とするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築主等の防犯措置)

第7条 住宅(共同住宅を含む。)を建築しようとする者及び住宅の設計者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等とするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪被害者となりやすい者への配慮)

第8条 市、市民及び事業者は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)、高齢者、障害者等の犯罪被害者となりやすい者の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全な環境を確保するための活動)

第9条 市は、市民の安全な環境を確保するため、次に掲げる活動の実施に努めるものとする。

(1) 児童等の健全育成を妨げるおそれのある有害な環境の浄化に関する活動

(2) 暴力団追放のための広報及び啓発活動

(3) 麻薬、覚せい剤等の薬物の乱用の防止及び撲滅に関する広報及び啓発活動

(学校等における安全の確保)

第10条 学校及び児童福祉施設を設置し、又は管理する者は、当該施設内における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、防犯に関する啓発及び指導に努めるものとする。

2 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下この項において「通学路等」という。)の管理者、児童等の保護者、学校及び児童福祉施設の管理者並びに地域住民等は、連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯まちづくり推進協議会)

第11条 防犯まちづくりに関して広く協議を行うため、富士宮市防犯まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項の協議を行うほか、第3条第1項に規定する施策について、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(一部改正〔平成17年条例7号・19年31号・25年12号・28年9号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月3日条例第7号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月5日条例第31号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月7日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月22日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。